

十日町市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年12月28日

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 遠 田 延 雄

令和4年度第1回 監査結果報告

- 1 基準に準拠している旨
監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。
- 2 監査の種類
地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
- 3 監査の対象
 - (1) 対象部署
教育総務課、学校教育課、スポーツ振興課、博物館、生涯学習課（キョロロ）
 - (2) 対象事務
令和4年度の財務等に関する事務
- 4 監査の着眼点
財務等に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。
- 5 監査の主な実施内容
関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び第2委員会室

(2) 実施日程

令和4年9月28日から令和4年11月28日まで

7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 教育総務課

① 指定事業

「スクールバス及びスクールタクシー運行業務委託」

② 意見

- ・ 契約の執行に当たっては仕様書に沿った対応を実施いただき、契約内容において明らかに実状に合わない場合は、精査改善いただきたい。
- ・ 今後、管理車輛の更新を迎えるものについては、将来を見据え乗車人数と車輛の規模を考慮し、適切な車輛配置・購入計画を作成いただいた上で実施いただきたい。

(2) 学校教育課

① 指定事業

「学校給食施設塵芥処理委託事業」

② 意見

- ・ 本委託事業における有価物の取り扱いについて、仕様書に記載がされていないので明記するよう改善いただきたい。

(3) スポーツ振興課

① 指定事業

「当間多目的グラウンド及びクラブハウスの指定管理業務委託事業」

② 意見

- ・ 指定管理委託期間が感染症拡大時期と重なったこともあり、利用者数が少なく、委託料に見合う実績となっていないと感じられる。利用者の増加に向け、サッカー利用に特化することなく、関係機関とも連携を密にして更なる利用頻度の向上に努めていただけるよう指定管理者

に指導・助言をお願いします。

- ・基本協定書や仕様書等に基づく各種提出書類について、提出が遅延するものが見受けられるので、所管課から指定管理者に対して指導を行うとともに、所管課においても遅滞なく履行の確認を行っていただきたい。

(4) 博物館

① 指定事業

「重要有形民俗文化財資料写真撮影業務委託」

② 意見

- ・本事業の成果を活かし更なる博物館の入館者・利用者の増加に繋げるとともに保管資料の整理に資するよう成果物を活用いただきたい。

(5) 生涯学習課（キョロロ）

① 指定事業

「森の学校キョロロ食体験コーナー撤去工事」

「森の学校キョロロ食体験コーナー内部改修工事」

② 意見

- ・少額な契約であっても発注に際しては、財務規則及び契約発注ガイドライン等を基に適切にご対応いただきたい。
- ・受注者に提出を求めるべき資料にあっては、所管課において確認・精査し適切な事務執行に努めていただきたい。
- ・今後も施設利用者の利便性を考慮するとともに、利用者の知的好奇心を深められるよう研鑽いただき施設利用者の増加に努められたい。